

事後評価調書(案)

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（歩道及び自転車歩行者道設置事業）					
地区名	主要地方道 <small>おかざきあすけせん くぎゅうだいらいちよう</small> 岡崎足助線（九久平町工区）					
事業箇所	<small>とよたしくぎゅうだいらいちよう</small> 豊田市九久平町 地内					
事業のあらまし	<p>主要地方道岡崎足助線は、岡崎城、香嵐溪などを結ぶ観光のルートとしての役割を担うとともに、西三河地域の連携強化に資する重要な幹線道路である。</p> <p>このうち、当該事業区間には地域コミュニティの場である松平交流館があり、また、九久平小学校ならびに松平中学校の通学路に指定されているものの、歩道が未整備の状態であった。</p> <p>この近隣地域は、自動車関連研究開発施設であるトヨタテクニカルセンター下山の建設が計画されており、施設の稼働に伴う大型物流車両等の増加が予想されたため、歩行者の安全を確保する必要性が生じていた。</p> <p>このため、「歩行者等の安全性確保」を目的として、歩道を設置した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>①歩行者等の安全性確保</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p> <p>-</p>					
事業費	事業費		内訳			
	6.9 億円		□工事費 4.9 億円、□用補費 1.4 億円、□その他 0.6 億円			
事業期間	採択年度	2012 年度	着工年度	2012 年度	完成年度	2019 年度
事業内容	歩道設置 延長 L=0.52km 幅員 W=10.0m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024 年度に実施した交通量調査の結果によると、当該事業区間における 12 時間歩行者自転車交通量は 144 人台/12h、ピーク時間歩行者自転車交通量は 7 時台の 29 人台/h（次点は 18 時台の 25 人台/h）となっている。当該事業区間は主に豊田市立九久平小学校及び豊田市立松平中学校の通学路として利用されているにもかかわらず、歩道が設置されていない状況であった。今回の歩道設置により、通学児童・生徒たちがより安全に通学できるようになった。 ・当該事業区間における事業前の死傷事故率は 88.1（件/億台キロ）であったが、2019 年度の事業完了以降 4 年間で死傷事故は発生していない（0.0（件/億台キロ））ことから、今回の歩道設置により、通学児童・生徒をはじめとする歩行者の安全性が向上した。 ・九久平小学校へのヒアリングで「道路も綺麗で子供たちは安全に通学できている」との回答があった。 ・周辺住民へのアンケートで「歩きやすくなって良くなった」との回答があった。 <p>【達成状況に対する評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の完了により、達成目標である「歩行者等の安全性確保」は十分に達成している。 				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>-</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>-</p>				

②事業効果の発現状況

【費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化】

		事業採択時	実績	備考
事業期間		2012～2016 年度	2012～2019 年度	
事業費 (億円)	工事費	1.5	4.9	
	用地補償費	1.4	1.4	
	その他	0.1	0.6	
	合計	3.0	6.9	
効果の 算定要因		—	—	

【事業期間に対する評価】

本事業は、2016 年度に事業完了予定であったが、2019 年度に完了となった。要因としては、用地取得に時間を要したためであり、事業期間延長はやむを得ないものであった。

【事業費に対する評価】

事業費は事業採択時と比較し、3.9 億円(130%)の増額となった。要因としては、人件費及び資材の高騰に加え、地元要望により歩道を川側から山側に設置する計画に変更したことにより、百世橋の架け替え及び線形改良を含む山切工事が新たに発生したためであり、増額はやむを得ないものであった。

【効果の算定要因に対する評価】

本事業は、局所的な交通安全施設整備事業であり、交通量推計条件に変化の考慮が困難な事業のため、効果の算定要因に対する評価は行っていない。

③事業実施による環境の変化

本事業の実施により、通学児童・生徒を含む歩行者の安全性が確保された。また、道路の線形及び山切工事による視距が改良されたことにより、交通弱者が絡まない車両相互事故、車両単独事故についても、事業完了以降 4 年間で死傷事故が発生していないことから、自動車走行の安全性が向上しており、道路の利用環境が改善された。

Ⅲ 対応方針 (案)

今後の事後評価の必要性

事業目標を達成しており、今後の事後評価の必要性はないものとする。

改善措置の必要性

事業目標に対する効果を十分に発現しており、新たな課題もみられないため、改善措置の必要性はないものとする。

同種事業に反映すべき事項

本事業着手後の地元要望により、事業計画が変更となった。事業着手前に地元や関係機関と調整し、合意形成を整えておくことが重要である。

Ⅳ 事業評価監視委員会の意見

Ⅴ 対応方針